

高齢者の 通いの場 を支援します！

「フレイル」は、年齢とともに体力や認知機能が低下して、介護が必要になる一歩手前の状態です。身体活動が減って社会とのつながりを失ったり、筋力の低下や栄養の不足などが起こったりすると進行します。フレイルのうちはまだ健康な状態に戻れますが、要介護になると元に戻るのが難しくなります。



フレイルを予防し要介護状態とならないため、高齢の方の居場所や生きがいを作り、心身の健康の保持増進に役立つ場を提供していただける活動に対して補助を行います。活動開始前に申請してください。



活動内容について

- 運動や趣味、社会貢献など介護・フレイル予防を目的とした活動。
(フレイル予防3本柱「運動」「社会参加」「栄養」のいずれかに関わる活動)
- 月1回2時間以上、年間を通じて定期的に開催。
- 町内に住所のある65歳以上の方が1回あたり5人以上参加。
- 実施場所は町内の集会所等で、誰でも参加できること。
 - ※ 営利、政治又は宗教を目的とした活動は除きます。
 - ※ 毎回内容や参加者数の記録が必要です。
 - ※ 他の補助金で運営されている活動は対象外です。



対象となる団体

自治会

地域自主組織

NPO

ボランティア団体

など

補助の内容

【補助金額の上限(1月あたり)】

実施回数 参加人数	実施回数			
	1回	2~3回	4~7回	8回以上
1回平均5~10人	5,000円	8,000円	10,000円	12,000円
1回平均11人	8,000円	10,000円		12,000円

活動に要する経費(消耗品費、講師代、材料費、会場使用料など)が対象となります。年度末に活動実績報告(参加者名簿、領収書の添付)が必要です。

財源は皆さまが納めていただく介護保険料です。適正な使用にご協力ください。

お問い合わせは 大山町長寿支援課(保健福祉センターなわ内) ☎0859-54-5207 まで

大山町地域介護予防活動支援事業補助金活動の手引き

〈補助金の利用について〉

- ・活動の世話人に対する手当は経費対象外です。
- ・食材を購入し、調理実習を検討されておられる場合は、高齢者食生活改善事業の活用をご検討ください。詳しくは、地域の食生活改善推進員さんにお問い合わせください。
- ・会場の修繕・維持管理に掛かる費用は対象外です。
- ・記載してある補助金額は上限です。申請の際は活動にかかる費用の予算をたてていただきます。
- ・利用者を送迎する場合でも、有償運送の登録がない方へ謝礼（運賃）を支払うことは、道路運送法違反です。
- ・基本的に参加者個人の利益になるものに関する経費は対象外です。

〈休止の取り扱いについて〉

- ・月1回の開催で計画を提出したが、感染症などで計画通りに開催できなかった場合、その回の補助金の支払いはできません。

〈報告書関係について〉

- ・地域介護予防活動支援事業報告書、収支決算書はもれのない記入が必要です。もれがあった場合には後日確認をさせていただきます。
- ・参加者名簿は氏名（フルネーム）、年齢（または生年月日）、住所、参加日がわかるものを添付してください。
- ・収支を確認するために、必ず領収書の提出が必要です。
- ・必要と認められない支出があった場合は、補助金を返還していただきますので、ご注意ください。